

令和6年度首都圏等企業による課題解決型地域交流プロジェクト創出事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度首都圏等企業による課題解決型地域交流プロジェクト創出事業業務委託

2 目的

市内産業界が抱える深刻な問題として「慢性的な人材不足」が挙げられるが、この問題の原因の一つには「将来を担う10代後半から20代の若者の地域外流出」がある。即ち若者が地域産業の魅力を実感し、地域に定着することが大きな課題となっている。

そのためには、若者に対して当市の地域産業の魅力を効果的に発信し、適切な理解を促進し、若者自身も地域の魅力を全国に発信できる取組が必要である。

昨今、コロナ禍を経て新たな働き方を模索する中、「越境学習(組織の枠を“越えて”学習する)」が全国的に推進され始めており、地方との接点や地域貢献や新事業開拓等の意欲を持つ首都圏等企業が増加している。

そこで今回、当市の課題に対して、地域の若者や首都圏等企業等が交流を通じて課題解決を目指す「課題解決型地域交流プロジェクト」を実施することで、若者の地域愛醸成を図るとともに首都圏等企業を当市の関係人口に取り込み、地域の更なる魅力を創出する。

なおプロジェクト組成にあたっては「企業版ふるさと納税」を活用し、首都圏等企業が当市と継続的に関わりやすい仕組みづくりを検討する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

4 業務内容

受託者(以下「乙」という。)は、以下の業務を実施する。

(1) 「越境学習(組織の枠を超えて学習する)」への首都圏等企業のニーズ調査

首都圏等企業の「越境学習」に関するニーズ調査を行う。調査にあたっては、首都圏等企業の選定経緯や選定方法のほか、調査日時や調査方法等の詳細を報告すること。

(2) 「課題解決型地域交流プロジェクト」の企画(企業版ふるさと納税込)・運営

「若者が地域産業の魅力を実感し、地域に定着する」という課題に対して、(1)の結果を踏まえ、首都圏等企業を含めて地域内外の交流を通じ解決を目指すプロジェクト(イベント回数は最低3回以上)の企画・運営を行う。また、学生が地域産業の魅力や展望を適切に理解できるよう、市内企業への定期的な訪問を行い、企業が中長期的に目指す姿を把握すること。なおプロジェクトの企画にあたっては、首都圏等企業から当市に対して企業版ふるさと納税の寄付を受けられるような仕組みを盛り込むこと(最低1件以上の企業版ふるさと納税を見込むが、3件以上が望ましい。)

(3) 参加者の募集

(2)の参加者は、以下のものを全て含み、延べ30名以上の参加を見込むこと

- ・首都圏等企業(組織単位での参加とすること)・・・5社以上
- ・市内企業(組織単位での参加とすること)・・・・・・5社以上

- ・地域内外の高校生・・・・・・・・・・・・・・・・10名以上
- ・地域内外の大学生・・・・・・・・・・・・・・・・10名以上

(4) 拠点の活用

イベントや説明会会場等として、市内の交流拠点(焼津 PORTERS 等)を活用すること。

(5) (1)～(4)を踏まえた次年度以降の事業展開検討

事業の成果を踏まえ、次年度以降の事業展開について検討し、具体的な提案をすること。

(6) 管理運営業務

ア 本事業の適切な管理・運営

イ 状況報告

調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。

ウ 業務完了報告

委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(7) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 支払方法

市から受託者への委託料の支払いは、前金払いの方法により必要な資金を前渡しできるものとし精算の方法等は市の指示に従うこと。ただし、前金払いについては契約金額の2分の1以内の金額とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。